

春日那珂川水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月1日

春日那珂川水道企業団  
企業長 武末 茂喜

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数 48人（平成29年4月1日現在）

平成28年度	平成29年度	増減数
46（1）人	48（2）人	2人

(2) 採用者数及び退職者数

職種	平成28年度		平成29年度
	採用者数（4月）	退職者数（3月）	採用者数（4月）
企業職	1（1）人	2（1）人	4（2）人

平成28年度 退職者の内訳

職種	定年退職	その他の退職	合計
企業職	1人	1（1）人	2（1）人

※（ ）内は、再任用の人数（内数）です。

2 職員の人事評価の状況

職員の日常の仕事ぶりや勤務態度を通じて、勤務成績を評価し、昇任や配置等の人事管理に活用しています。また、平成24年度から、組織の業績向上と人材育成を目的とする新たな人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与の状況（平成29年度）

(1) 級別職員数（4月1日現在）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
主な職名	主事 技師	主事 技師	事務主任 技術主任	係長 主任主査	課長補佐 統括係長	課長 主幹	局長
職員数	3人	3人	6人	21人	5人	7人	1人

※ 再任用は集計の対象から除きます。

(2) 職員の初任給、平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区分	初任給	平均年齢 （4月1日現在）	平均給料月額 （4月分）	平均給与月額 （4月分）

大学卒	178,200 円	45.1 歳	340,222 円	415,944 円
短大卒	161,700 円			
高校卒	150,500 円			

※ 職員の給与とは、給料と諸手当の合計額です。

※ 給料は、職務の種類と内容、職責に応じて規程で定められた給料表に基づく額が支給されます。

### (3) 職員の手当 (月額)

#### ① 扶養手当

配偶者		10,000 円
扶養親族たる子、 父母等	1人につき 特定期間(※)の子	8,000 円 5,000 円加算

※ 特定期間とは、満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいいます。

② 地域手当 (給料月額+扶養手当) × 5%

#### ③ 住居手当

借家、借間	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給する。(上限27,000円)
持ち家	5,000 円

※ 持ち家に係る住居手当は平成29年5月から廃止されました。

#### ④ 通勤手当

ア 交通機関等の利用者

運賃等の相当額を支給する (月額55,000円を限度)。

イ 自動車等の使用者

距離に応じて定める額を支給する (通勤距離が片道2km以上の場合に支給する。月額34,500円を限度)。

※ 通勤距離は、合理的かつ最短距離のもの。

#### ⑤ 特殊勤務手当

徴収手当	1日につき 200 円
------	-------------

#### ⑥ 管理職手当

職位	局長	課長	主幹
支給割合	給料月額×14%	給料月額×10%	給料月額×5%

#### ⑦ 管理職員特別勤務手当

管理職が、災害時等の臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合に支給。

平成28年度決算額	0 円
-----------	-----

#### ⑧ 時間外勤務手当

平成28年度決算額	9,735,922 円
-----------	-------------

⑨ 期末手当、勤勉手当の支給率

区分	6月支給	12月支給	年間合計
期末手当	1. 225月分	1. 375月分	2. 6月分
勤勉手当	0. 8月分	0. 9月分	1. 7月分
合計	2. 025月分	2. 275月分	4. 3月分

※ 平成28年6月及び12月の支給実績です。

職務の級による加算措置

3級	4級・5級	6級・7級
5%	10%	15%

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

- ① 1週間の勤務時間 38時間45分 (1日当たり7時間45分)
- ② 勤務時間の割振り 勤務時間 午前8時30分から午後5時まで  
(休憩時間 午後0時15分から午後1時まで)

(2) 休暇

年次有給休暇	1年度につき20日を付与。翌年度に20日を上限として繰り越しできる。平成28年度の平均取得日数10.8日。
特別休暇	選挙権の行使、裁判員としての出頭、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
介護休暇	介護が必要な状態にある家族を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇(無給)

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得者数

項目		平成27年度	平成28年度
育児休業取得者数	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人
育児部分休業取得者数	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分

分限処分とは、職員の勤務実績が良くない場合や、疾病等の理由によりその職責を果たせない場合等に、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために行う不利益処分のことをいいます。

平成28年度の分限処分者数

区 分	休職	降任	免職	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人

※ 上記の人数は、分限処分を受けた職員の実人数です。

## (2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序の維持を目的に行う不利益処分のことをいいます。

平成28年度の懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

## 7 職員のサービスの状況

地方公務員法により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。また、職員には、同法により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の義務等が課せられています。春日那珂川水道企業団では、職員に対し、必要に応じて綱紀の保持に係る通知を行うなど、サービス規律の徹底を図っています。

### (1) 職務に専念する義務の免除の状況

春日那珂川水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに、職務に専念する義務が免除されることがあります。

区 分	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
職務に専念する義務の免除	7 人	1 3 人

(2) 営利企業等の従事の許可状況

職員は、営利企業の役員になったり、報酬を得て事業や事務に従事したりすることはできません。ただし、職務の遂行に支障や影響がなく、地方公務員としての信用を傷つけるおそれがない場合は、許可されることがあります。

区 分	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
営利企業等の従事の許可	0 人	0 人

8 職員の退職管理の状況

退職者の再就職の状況

地方公務員法第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号の規定に基づき、次のとおり公表します。

再就職の届出件数	0 件
----------	-----

9 職員の研修の状況

職員研修の状況（平成 2 8 年度）

総事業費 2 9 0, 0 0 0 円（職員 1 人当たりの研修費 6, 3 0 4 円）

区 分	主な内容・派遣先	コース・回数	受講人数
自主開催研修	管理・監督職研修 文書事務研修など	5 コース (9 回)	述べ 1 8 2 人
派遣研修	福岡県市町村職員研修所	1 7 コース (1 8 回)	述べ 1 9 人
合 計		2 2 コース (2 7 回)	述べ 2 0 1 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を計画的に実施しています。

(1) 職員互助会

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び企業団助成金で運営しています。

主な事業内容

① 福利厚生事業

ア 自動販売機設置事業

イ 全員参加事業

- ウ クラブ助成事業
- エ インフルエンザ予防接種事業 など
- ② 慶弔給付事業（※企業団助成金対象外）
  - ア 結婚祝金
  - イ 出産祝金
  - ウ 傷病見舞金
  - エ 死亡弔慰金 など
- ③ 貸付事業

職員の福利厚生事業にかかる経費と互助会に対する公費負担の状況

年度	①福利厚生事業に係る企業団の予算	②職員互助会への公費負担額	③会員掛金総額	④互助会員数	⑤会員1人当たり公費補助金額	⑥公費負担率
		【A】	【B】	【C】	A/C	A/(A+B)
平成28年度決算額	1,264千円	0千円	480千円	46人	0円	0%
平成29年度予算額	1,274千円	0千円	489千円	48人	0円	0%

※ ①の福利厚生事業に係る企業団の決算（予算）額については、企業団が行う職員の健康診断やメンタルヘルス対策等の経費と職員互助会への公費負担額の合計額です。

※ ②の職員互助会への公費負担額については、慶弔給付事業を企業団の助成金対象外としています。

(2) 職員の健康管理

職員の健康を確保するため、健康診断を実施しています。

平成28年度受診者数	46人
------------	-----

(3) 共済制度

職員の共済制度については、福岡県市町村職員共済組合に加入しており、共済組合が短期給付（医療）、長期給付（年金）、福祉事業（健康保持増進事業、貸付事業など）を行っています。

(4) 公務災害・通勤災害の状況

職員が、公務中又は通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件